

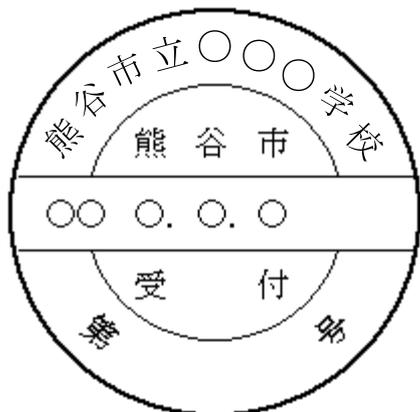
日程第 2 議案第 16 号

熊谷市立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令
熊谷市立小・中学校文書取扱規程（令和 4 年教育委員会訓令第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「様式第 2 号」の次に「又は様式第 2 号の 2」を加える。

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の2（第4条関係）



附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第16号の参考資料

熊谷市立小・中学校文書取扱規程の一部を改正する訓令案新旧
対照表

熊谷市立小・中学校文書取扱規程（令和4年教育委員会訓令第
1号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案					現 行																																																				
<p>（文書の收受等）</p> <p>第4条 文書主任は、文書が学校に到達したときは、文書收受簿（様式第1号）に必要事項を記入するとともに、当該文書に收受印（様式第2号又は様式第2号の2）を押印し、及び收受番号を記入した上で、校長及び教頭の供覧を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>様式第2号（第4条関係） 様式第2号（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">学校 收受 第 号</th> <th colspan="1">校長指示事項</th> <th colspan="1">分類番号</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年月日</th> <th colspan="2">受付</th> <th colspan="1"></th> <th colspan="1"></th> </tr> <tr> <th>校 長</th> <th>教 頭</th> <th>教務主任</th> <th>文書主任</th> <th colspan="1">出 処 保 活 伝 参 張 理 管 用 達 考</th> <th colspan="1"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					学校 收受 第 号				校長指示事項	分類番号	年月日		受付				校 長	教 頭	教務主任	文書主任	出 処 保 活 伝 参 張 理 管 用 達 考								<p>（文書の收受等）</p> <p>第4条 文書主任は、文書が学校に到達したときは、文書收受簿（様式第1号）に必要事項を記入するとともに、当該文書に收受印（様式第2号）を押印し、及び收受番号を記入した上で、校長及び教頭の供覧を受けなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>様式第2号（第4条関係） 様式第2号（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">学校 收受 第 号</th> <th colspan="1">校長指示事項</th> <th colspan="1">分類番号</th> </tr> <tr> <th colspan="2">年月日</th> <th colspan="2">受付</th> <th colspan="1"></th> <th colspan="1"></th> </tr> <tr> <th>校 長</th> <th>教 頭</th> <th>教務主任</th> <th>文書主任</th> <th colspan="1">出 処 保 活 伝 参 張 理 管 用 達 考</th> <th colspan="1"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					学校 收受 第 号				校長指示事項	分類番号	年月日		受付				校 長	教 頭	教務主任	文書主任	出 処 保 活 伝 参 張 理 管 用 達 考							
学校 收受 第 号				校長指示事項	分類番号																																																				
年月日		受付																																																							
校 長	教 頭	教務主任	文書主任	出 処 保 活 伝 参 張 理 管 用 達 考																																																					
学校 收受 第 号				校長指示事項	分類番号																																																				
年月日		受付																																																							
校 長	教 頭	教務主任	文書主任	出 処 保 活 伝 参 張 理 管 用 達 考																																																					
<p>様式第2号の2（第4条関係）</p> 																																																									

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立文化センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表音響設備の部テープレコーダー卓の項を削り、同部エコーマシンの項中「エコーマシン」を「残響付加装置」に、「1台」を「一式」に改め、同部ポータブルテープレコーダーの項及びポータブルレコードプレイヤーの項を削る。

様式第2号を次のように改める。

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	黒板、ホワイトボード 又は掲示板	円 100			円	照明設備	フットライト	円 840			円
	市旗又は国旗	100					ボーダーライト	840			
音響設備	拡声装置	2,620					アッパーホリゾン トライト	840			
	マイクロホン	1,050					ローアホリゾン トライト	210			
	ステレオ マイクロホン	1,050					スポットライト (1キロワット未満)	210			
	ワイヤレスマイク	1,570					スポットライト (1キロワット以上)	310			
	エレベーター マイク装置	520					クセノン ピンスポットライト	1,570			
	つり下げ マイク装置	520					ハロゲン ピンスポットライト	520			
	コンパクトディスク プレーヤー	1,050					エフェクト スポットライト	420			
	カセット テープレコーダー	520					スパイラルマシン	630			
	残響付加装置	1,050					デスクマシン	630			
	ポータブル ミキサー	1,050					スライド キャリアマスク	630			
	ステージ スピーカー	1,050					先玉	100			
マイクスタンド	100				種板		100				
ピアノ	拡声装置 (練習室用)	2,100				照明用スタンド	100				
	コンサートグランドピアノ	5,240				ミラーボール	1,050				
映写設備	アップライトピアノ	1,050				合計	持込器具電気料	100			円
	プロジェクター	840									
備考	スクリーン	1,260									
	催物					許可条件					
	午前		準	・	本						
	午後		準	・	本						
夜間		準	・	本							

様式第 4 号を次のように改める。

区分	品名	使用料	数量	回数	金額	区分	品名	使用料	数量	回数	金額
舞台設備	黒板、ホワイトボード 又は 掲 示 板	円 100			円	照 明 設 備	フットライト	円 840			円
	市旗又は国旗	100					ボーダーライト	840			
音 響 設 備	拡 声 装 置	2,620					アッパーホリゾン ト ラ イ ト	840			
	マ イ ク ロ ホ ン	1,050					ロアーホリゾン ト ラ イ ト	210			
	ス テ レ オ マ イ ク ロ ホ ン	1,050					ス ポ ッ ト ラ イ ト (1キロワット未満)	210			
	ワイヤレスマイク	1,570					ス ポ ッ ト ラ イ ト (1キロワット以上)	310			
	エレベーター マ イ ク 装 置	520					ク セ ノ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	1,570			
	つ り 下 げ マ イ ク 装 置	520					ハ ロ ゲ ン ピ ン ス ポ ッ ト ラ イ ト	520			
	コンパクトディスク プ レ ー ヤ ー	1,050					エ フ ェ ク ト ス ポ ッ ト ラ イ ト	420			
	カ セ ッ ト テ ー プ レ コ ー ダ ー	520					ス パ イ ラ ル マ シ ン	630			
	残 響 付 加 装 置	1,050					デ ス ク マ シ ン	630			
	ポ ー タ ブ ル ミ キ サ ー	1,050					ス ラ イ ド キ ャ リ ア マ ス ク	630			
	ス テ ー ジ ス ピ ー カ ー	1,050					先 玉	100			
マイクスタンド	100				種 板		100				
ピアノ	拡 声 装 置 (練 習 室 用)	2,100				照 明 用 ス タ ン ド	100				
	コンサートグランドピアノ	5,240				ミ ラ ー ボ ー ル	1,050				
映写設備	アップライトピアノ	1,050				持込器具電気料	100				
	プロジェクター	840				合 計	円				
備 考	スクリーン	1,260									
	催 物				許 可 条 件						
	午 前		準	・		本					
午 後		準	・	本							
	夜 間		準	・	本						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

議案第 17 号の参考資料

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則案
 新旧対照表
 熊谷市立文化センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 38 号）

（下線部分は改正部分）

改正案					現行						
別表（第 18 条関係）					別表（第 18 条関係）						
区分	名称	単位	金額 （1 回 につき）	摘要	区分	名称	単位	金額 （1 回 につき）	摘要		
（略）					（略）						
音響設備					音響設備						
						テープ	1	1,050			
						レコー	台	円			
						ダー卓					
	（略）					（略）					
		残響付	一	1,050			エコー	1	1,050		
		加装置	式	円			マシン	台	円		
							ポータ	1	520円		
							ブルレ	台			
					ープレ						
					コード						
					ー						
					ポータ	1	520円				
					ブルレ	台					
					コード						
					プレー						
					ヤー						
備考 （略）					備考 （略）						